

県南広域振興局長告示第61号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500020	たばしね学園児童デイサービス センター「はばたき」	奥州市前沢区字田島18 番地5	社会福祉法人岩手県社会福 祉事業団	平成25年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350900031	放課後等デイサービス リトル ・ピース	一関市千厩町奥玉字宿 下44番地1	特定非営利活動法人響生	平成25年4月1日
0351500020	たばしね学園児童デイサービス センター「はばたき」	奥州市前沢区字田島18 番地5	社会福祉法人岩手県社会福 祉事業団	〃